

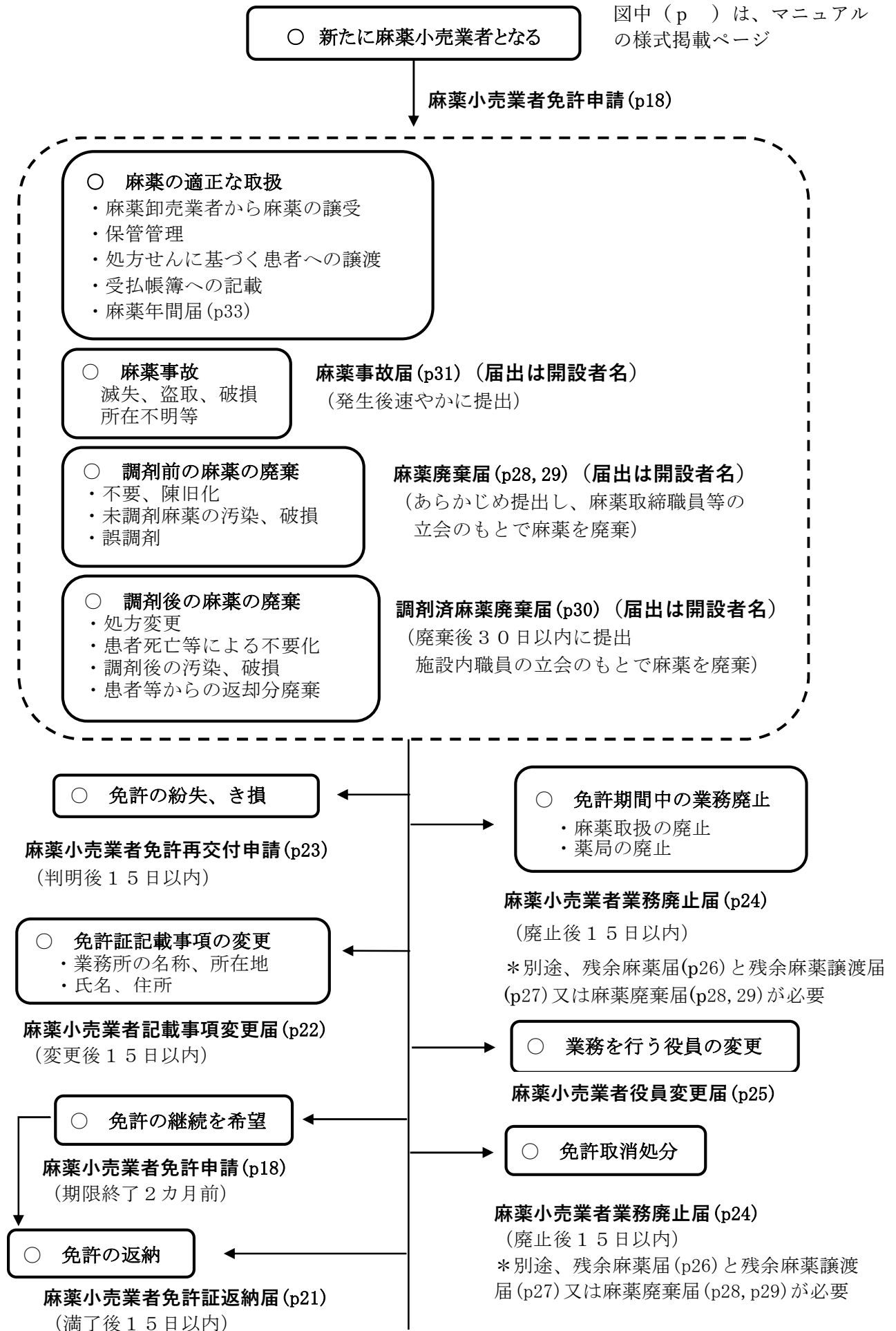
薬局における麻薬管理マニュアル

大分県福祉保健部薬務室

令和8年6月

麻薬業務に係る手続き等概念図（麻薬小売業者）

図中（p ）は、マニュアルの様式掲載ページ



目 次

第 1	麻薬小売業者の免許	1 ～ 2
(1)	免許の申請（法第 3 条）	1
(2)	免許の有効期間（法第 5 条）	1
(3)	業務廃止等の届出（法第 7 条）	1 ～ 2
(4)	免許証の返納（法第 8 条）	2
(5)	免許証の記載事項の変更届（法第 9 条）	2
(6)	免許証の再交付（法第 10 条）	2
(7)	役員の変更（施行規則第 1 条の 4）	2
第 2	麻薬小売業者の業務（譲受け、譲渡し等）	3 ～ 8
1	譲受け（法第 24 条、法第 26 条・法第 32 条）	3 ～ 4
2	譲渡し＜患者への交付＞（法第 24 条第 10 項、法第 25 条）	4
3	麻薬小売業者間譲渡許可（法第 24 条第 12 項）	4 ～ 7
(1)	許可の申請	5
(2)	許可の有効期間	6
(3)	許可の変更届	6
(4)	共同申請者の追加届	6
(5)	許可書の再交付	6 ～ 7
(6)	許可書の返納	7
(7)	留意事項	7
4	業務廃止に伴う譲渡し等（法第 7 条、法第 36 条）	8
第 3	麻薬の管理、保管（法第 34 条）	8
第 4	麻薬処方せんの受付（法第 27 条第 6 項）	9
(1)	麻薬処方せんの記載事項	9
(2)	不備又は不審な処方せんの取扱い（薬剤師法第 24 条）	9
(3)	ファクシミリによる処方せんの取扱いについて	9
(4)	麻薬処方せんの保存（薬剤師法第 27 条）	9
(5)	フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方	9
第 5	記 録	
	麻薬帳簿の記載（法第 38 条）	10 ～ 14
(1)	記載事項	10
(2)	帳簿の記載に当たっての注意事項	10
(3)	記載の方法	10 ～ 11
(4)	その他	11
	【帳簿の記載例】	11 ～ 14
第 6	廃 棄（法第 29 条・法第 35 条第 2 項）	14 ～ 15
(1)	陳旧麻薬等の廃棄（法第 29 条）	14
(2)	麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄（法第 35 条第 2 項）	14 ～ 15
第 7	事故届（法第 35 条第 1 項）	15
第 8	年間報告（法第 47 条）	15 ～ 16
第 9	携帯輸出入（法第 13 条、法第 17 条）	16

第10 立入検査（法第50条の38）	17
--------------------	----

〔各種様式〕

1 麻薬小売業者免許申請書 別記第1号様式（第一条関係）	18
診断書	19
2 法人、団体等麻薬業務関係役員組織図例	20
3 麻薬小売業者免許証返納届 別記第4号様式（第四条関係）	21
4 麻薬小売業者免許証記載事項変更届 別記第5号様式（第五条関係）	22
5 麻薬小売業者免許証再交付申請書 別記第6号様式（第六条関係）	23
6 麻薬小売業者業務廃止届 別記第3号様式（第三条関係）	24
7 麻薬小売業者役員変更届 別記第1号の2様式（施行規則第一条の四関係）	25
8 残余麻薬届	26
9 残余麻薬譲渡届	27
10 麻薬廃棄届 別記第11号様式（第十条関係）	28
11 麻薬廃棄届記載例	29
12 調剤済麻薬廃棄届 別記第19号様式（第十二条の六関係）	30
13 麻薬事故届 別記第18号様式（第十二条の五関係）	31
14 麻薬譲受証 別記第16号様式（第十二条関係）	32
15 麻薬年間届	33
16 麻薬小売業者間譲渡許可申請書 別記第10号の2様式（第九条の二関係）	34
17 麻薬小売業者間譲渡許可変更届 別記第10号の3様式（第九条の二関係）	35
18 麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届 別記第10号の4様式（第九条の二関係）	36
19 許可申請書の別紙（別紙様式1）	37
20 変更届、返納届、追加届の別紙（別紙様式5）	38
21 麻薬譲受確認書（別紙様式3）	39
22 麻薬譲渡確認書（別紙様式4）	40
23 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書（別紙様式6）	41
24 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届（別紙様式7）	42

〔手続き・事務処理便覧〕	43～46
--------------	-------

〔具体的な麻薬業務の手続き〕	別添フロー図	47～52
----------------	--------	-------

第1 麻薬小売業者の免許

薬局で麻薬を調剤するには、麻薬小売業者の免許を取得する必要があります。

1 麻薬小売業者(麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。))第2条)

麻薬小売業者とは、大分県知事(以下「知事」という。))の免許を受けて、麻薬施用者が発行した麻薬を記載した処方せん(以下「麻薬処方せん」という。))に基づき調剤した麻薬を譲り渡すことを業とする者です。

麻薬施用者：知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方せんを交付する者です。

(1) 免許の申請(法第3条)

麻薬小売業者の免許申請は、「麻薬小売業者免許申請書」(別記第1号様式P18)を、当該業務所を管轄する保健所・保健部(大分市にあっては大分市保健所)「以下「保健所・保健部」という。」に提出して下さい。

また、麻薬小売業者の免許申請を行う際には、次の書類等が必要です。

①麻薬小売業者免許申請書(別記第1号様式P18)

②心身の障害があっても麻薬小売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者(麻薬、あへん又は大麻の慢性中毒者)又は覚醒剤中毒者でない旨の医師の診断書(法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員全員の診断書)(P19)

③申請者が法人又は団体であるときは、麻薬関係業務を行う役員についての組織図(代表者の記名等により証明されたもの・P20例参照)

【麻薬関係業務を行う役員とは】

(ア) 合名会社 ～ 定款に別段の定めのないときは社員全員

(イ) 合資会社 ～ 定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員

(ウ) 合同会社 ～ 定款に別段の定めがないときは社員全員

(エ) 株式会社(特例有限会社を含む) ～ 会社を代表する取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する執行役

(オ) 外国会社 ～ 会社法第817条にいう代表者

(カ) 民法法人・協同組合等 ～ 理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

④免許申請時に手数料が必要です。

(2) 免許の有効期間(法第5条)

免許の有効期間は、免許の日から翌々年の12月31日までです。

免許証を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。

引き続き業務を行う場合は、事前に申請を受け付けします。

(3) 業務廃止等の届出(法第7条)

免許証の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止したとき、又は薬局の廃止等で

麻薬免許の絶対的要件（法第3条第2項第6号）となる資格を失ったときは、15日以内に麻薬小売業者免許証を添えて「麻薬小売業者業務廃止届」（別記第3号様式P24）を保健所・保健部に、提出しなければなりません。

また、開設者が死亡、又は法人が解散した場合の「麻薬小売業者業務廃止届」は、相続人等届出義務者が保健所・保健部に提出しなければなりません。

（4）免許証の返納（法第8条）

免許証の有効期間が満了したとき、又は免許を取り消されたときは、15日以内に、「麻薬小売業者免許証返納届」（別記第4号様式P21）を、免許証を添えて保健所・保健部に提出しなければなりません。

（5）免許証の記載事項の変更届（法第9条）

免許証の記載事項に変更が生じたときは、免許証を書き換える必要がありますので、15日以内に「麻薬小売業者免許証記載事項変更届」（別記第5号様式P22）を、保健所・保健部に麻薬小売業者免許証を添えて提出しなければなりません。

＊記載事項変更届は、住所、氏名、業務所の名称の変更に限られます。業務所（薬局）の移転や法人化する場合には、いったん、業務を廃止し、新たに免許を取得する必要があります。

＊地番変更や市町村の合併、分割などに伴う住所の変更については、届は必要ありません。

（6）免許証の再交付（法第10条）

免許証をき損し、又は亡失したときは15日以内に「麻薬小売業者免許証再交付申請書」（別記第6号様式P23）により、その事由を記載し、かつ、き損した場合にはその免許証を添えて保健所・保健部に、免許証再交付申請書を提出しなければなりません。

また、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「麻薬小売業者免許証返納届」を、その免許証を添えて提出しなければなりません。

なお、再交付の申請時には手数料が必要です。

（7）役員の変更届（施行規則第1条の4）

麻薬小売業者の業務を行う役員に変更が生じた場合は、「麻薬小売業者役員変更届」（別記第1号の2様式P25）により届出をしなければなりません。なお、届出書には診断書（新たに追加された役員）及び変更後の担当役員の業務分担を示す組織図（業務分掌表の提出でも可）、登記事項証明書を添付してください。

第2 麻薬小売業者の業務(譲受け、譲渡し、業務廃止に伴う譲り渡し等)

1 譲受け(法第24条、法第26条・法第32条)

<麻薬の購入>

(1) 麻薬小売業者が麻薬を購入できる相手先は、大分県内の麻薬卸売業者に限定されています。

(2) 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けるときには、麻薬譲渡証及び麻薬譲受証の交換が必要です。麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは麻薬譲渡証と同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。

(3) 麻薬譲受証には、免許番号、免許の種類、譲受人の氏名(法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名)、麻薬業務所の所在地・名称、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印(法人にあっては代表者印又は麻薬専用印(他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料の印を除く。))をして下さい。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

(4) 麻薬譲受証は、麻薬小売業者の責任において作成して下さい。

(5) 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、

◎ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。

◎ 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。

※麻薬の数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありません。実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が麻薬事故届を保健所・保健部に提出してください。

◎ 麻薬の容器には証紙による封が施されているか。

を確認してください。

※両者立会いで証紙を開封し、麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬小売業者は麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰りますが、この場合、麻薬卸売業者が「麻薬事故届」を提出することになります。

郵送等により、両者の立会いなしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬小売業者(薬局の開設者)が「麻薬事故届」を保健所・保健部に提出することになります。

(6) 麻薬譲渡証は交付を受けた日から2年間保存することが義務づけられています。麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書等(き損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けて下さい。

なお、紛失した麻薬譲渡証を発見した時は、速やかに麻薬卸売業者に返納して下さい。

(7) 麻薬小売業者が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。

麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入する時は、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して、身分確認を行ってください。

＜不要麻薬の受取＞

麻薬の交付を受けた患者、又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受けた場合、譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で、管理薬剤師が他の従事者の立ち会いのもとで廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」（別記第19号様式P30）を保健所・保健部に提出して下さい。（法第24条第1項、法第35条第2項）

2 譲渡し＜患者への交付＞（法第24条第10項、法第25条）

麻薬小売業者は、麻薬処方せんの交付を受けた者に対し、その処方せんにより調剤した麻薬を交付する以外に麻薬を譲渡することはできません。また、麻薬卸売業者へ返品することもできません。

＊次項の麻薬小売業者間譲渡許可（法第24条第11項）による麻薬小売業者への譲り渡しは可能です。しかし、薬局、病院、診療所等の間の貸し借りは絶対にしてはいけません。譲渡・譲受違反となります。（同一開設者が開設する薬局間についても同様です。）

麻薬小売業者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、麻薬処方せんの交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬を手渡すことができます。その際、不正流通等防止のため、看護師等が患者の意を受けた者であることを書面、電話等で確認して下さい。

さらに、患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて随時確認して下さい。

また、麻薬注射剤を患者に交付するときで、患者又は患者の看護に当たる家族等に直接手渡す際には、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにして下さい。ただし、患者等の意を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、患者に施用を補助する場合（麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合を含む。）はこの限りではありません。

なお、麻薬小売業者が患者等の意を受けた看護師等に麻薬を手渡した時点で、患者へ麻薬を交付したことになります。

3 麻薬小売業者間譲渡許可（法第24条第12項）

2以上の麻薬小売業者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、

麻薬の譲り渡しの許可を申請することができます。

①いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること。

- ・共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき
- ・麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき

②いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が大分県内の区域内にあること。

なお、許可業者にあつては、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄して下さい。

(1) 許可の申請

麻薬小売業者間譲渡許可の申請にあたっては、次の事項を記載した「麻薬小売業者間譲渡許可申請書」（別記第10号の2様式P.34）及び麻薬小売業者免許証の写し（全店舗分）、申請麻薬小売業者業務所間の距離と時間に関する資料を併せて、保健所・保健部に共同で提出してください。（許可申請の手数料は必要ありません）

また、許可申請書については、正本を一部、副本を申請者の数と同じ部数合わせて提出してください。（副本は正本の写しでも可）

- ①申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ②麻薬小売業者を代表する者（以下「代表者」という。）を置く場合は、その氏名（法人にあつては、その名称）
- ③麻薬業務所の名称及び所在地
- ④期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
- ⑤いずれの申請者も、次に掲げる場合に限り麻薬を譲り渡す旨
 - ・他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき
 - ・麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているとき

※①、③については、麻薬小売業者の免許ごとに記載すること。

(2) 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までです。有効期間が満了したときに、許可は失効します。有効期間内においては、譲渡の回数に制限はありません。

(3) 許可の変更届

許可業者は、許可の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効した時、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じた時は、速やかに、その旨を記載した「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」（別記第10号の3様式P35）に麻薬小売業者間譲渡許可書（全店舗分）を添えて、保健所・保健部に共同で届け出なければなりません。代表者を置き、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者のみが届け出てもかまいません。すでに麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が、新たに代表者を置く場合は、変更届を届け出てください。

また、変更届については、正本を一部、副本を申請者の数と同じ部数合わせて提出してください。（副本は正本の写しでも可）

なお、いずれかの許可業者が業務所の所在地を変更したこと等により、麻薬小売業者の免許が失効し、新たな麻薬小売業者の免許を受け、かつ、同じ麻薬小売業者間で譲渡・譲受を行おうとする場合は、変更届と麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届を併せて提出してください。

(4) 共同申請者の追加届

許可の有効期間内に、許可業者以外の麻薬小売業者を含め、麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合は、その旨を記載した「麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届」（別記第10号の4様式P36）及び追加する麻薬小売業者の許可証の写し、すべての麻薬小売業者間譲渡許可書（全店舗分）を併せて、保健所・保健部に共同で届け出なければなりません。代表者を置き、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た場合には、代表者及び当該許可業者以外の麻薬小売業者のみが届け出てもかまいません。

また、追加届については、正本を一部、副本を許可業者及び追加する麻薬小売業者の数と同じ部数合わせて提出してください。（副本は正本の写しでも可）

なお、届け出後の新しい許可書を受領するまでの間は、麻薬小売業者間譲渡許可を受けている事を疎明するため、当該許可書の写しを保管しておいてください。

(5) 許可書の再交付

許可業者は許可書をき損し、又は亡失したときは、速やかに、「麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書」（別紙様式6P41）により、その事由を記載し、かつ、き損した場合には当該許可書を添えて、保健所・保健部に許可書の再交付を申請し

なければなりません。（再交付申請の手数料は必要ありません）

また、許可書の再交付を受けた後、亡失した許可書を発見したときは、その発見した許可書を、速やかに保健所・保健部に返還しなければなりません。

(6) 許可書の返納

許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受を行わない場合には、「麻薬小売業者間譲渡許可書返納届」（別紙様式 7 P.4.2）により、保健所・保健部に、麻薬小売業者間譲渡許可書を共同して返納して下さい。

(7) 留意事項

- ① 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を、許可を受けた日から 5 年間 保存して下さい。
- ② 本許可に基づく譲渡にあつては、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡が可能です。
- ③ 許可業者は、当該許可により他の許可業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡・譲受に限る）及び譲受人が作成した 麻薬譲受確認書（別紙様式 3 P.3.9）の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に自らが作成した 麻薬譲渡確認書（別紙様式 4 P.4.0）を麻薬の譲受人に交付して下さい。
- ④ 麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡譲受に限る）及び麻薬譲受確認書又は麻薬譲渡確認書は、交付を受けた日から 2 年間 保存して下さい。その際、許可業者は、譲渡（譲受）確認書の備考欄に以下の点を記載すること。
 - ・ 規則第 9 条の 2 第 1 項第 1 号イ又はロのいずれに該当する譲渡・譲受であるか。
 - ・ 製品番号
- ⑤ 麻薬小売業者間譲渡により譲り受けた麻薬については、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬と区別して保管する等、識別ができる状態にすること。
- ⑥ 同時期に 2 以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないで下さい。（ただし、許可書を返納した場合を除く。）
- ⑦ 麻薬の交付は、事故の未然防止の観点から適切と思われる場所で行って下さい。
- ⑧ 麻薬の運搬は、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行ってください。（配送業者や麻薬卸売業者等が行うことのないようにすること。）
- ⑨ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認して下さい。
- ⑩ 麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡・譲受における譲渡側の許可業者は、譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできません。
- ⑪ 許可業者は、他の許可業者と有効期限切れの麻薬を譲渡・譲受する等、本制度の旨に沿わない譲渡・譲受を行わないことに留意してください。

4 業務廃止に伴う譲渡し等(法第7条、法第36条)

業務を廃止したり、法人が解散した際は、15日以内に「残余麻薬届」(様式P26)により現に所有する麻薬の品名、数量を記載し、保健所・保健部に提出しなければなりません。

また、業務廃止後50日以内に限り、厚生労働大臣の許可を受けることなく、大分県内の他の麻薬営業者(麻薬卸売業者・麻薬小売業者)、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

ただし、譲り渡した日から15日以内に「残余麻薬譲渡届」(様式P27)により、次の事項を記載し、保健所・保健部に提出しなければなりません。

- (1) 譲り渡した麻薬の品名、数量
- (2) 譲渡年月日
- (3) 譲受人の氏名(又は名称)、住所

なお、麻薬が古い場合、又は譲渡できない場合は、50日以内に「麻薬廃棄届」(別記第11号様式P28)を保健所・保健部に届け出て麻薬取締職員又は保健所職員(麻向法第50条の38に規定する職員)の立会いのもとに廃棄しなければなりません。

なお、麻薬小売業者(薬局の開設者)が死亡した場合にも、相続人等の届出義務者が同様に届けなければなりません。

第3 麻薬の管理、保管(法第34条)

- 1 麻薬小売業者は、その業務所における麻薬の譲り受け、保管、交付等の管理を、薬剤師である麻薬小売業者(薬局開設者)が自ら行うか、若しくは管理薬剤師に行わせる必要があります。
- 2 麻薬小売業者が所有する麻薬は、麻薬以外の医薬品と区別して、薬局内に設けた鍵をかけた堅固な設備内(麻薬専用保管庫)に保管しなければなりません。
*「鍵をかけた堅固な設備」とは
麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫(重量金庫)で、施錠設備(ダイヤル式が望ましい)のあるものをいいます。(手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。)
- 3 麻薬の保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目に付かず、関係者以外の出入りが無い場所を選ぶことが望まれます。
- 4 麻薬保管庫内には、麻薬以外の他の医薬品、現金及び書類(麻薬帳簿を含む)等と一緒に入れることはできません。(麻薬の出し入れを頻回に行う施設にあって、1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類(いわゆる「棚表」)を除く。)
- 5 麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないで下さい。
- 6 定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行って下さい。

第4 麻薬処方せんの受付(法第27条第6項)

(1) 麻薬処方せんの記載事項

- ①患者の氏名、年齢（又は生年月日）、住所
- ②麻薬の品名、分量、用法用量
- ③処方せんの発行年月日及び使用期間（有効期間）
- ④麻薬施用者の記名押印又は署名
- ⑤麻薬施用者の免許番号
- ⑥麻薬施用者が処方を行った医療機関の名称及び所在地

＊①患者の住所及び⑤麻薬施用者の免許番号については、一般の処方せんにはない項目ですので、麻薬処方せんを受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認して下さい。

(2) 不備又は不審な処方せんの取扱い(薬剤師法第24条)

処方せん中に疑義がある場合、処方せんを交付した医師等に問い合わせ疑義を確認した後でなければ、調剤できません。近年、処方せんをカラーコピーして偽造し薬局に持ち込むといった事件が頻発しており、注意が必要です。

(3) ファクシミリによる処方せんの取扱いについて

ファクシミリにより送信された麻薬処方せんの処方内容に基づき麻薬の調製等を開始することは、一般薬と同じようにできます。後刻、実物の麻薬処方せんを受領し、内容を確認してから麻薬を交付して下さい。（患者等が麻薬を受け取りに来ない場合、調剤前の麻薬として再利用できます。また、液剤等で再利用できず廃棄する場合は事前に「麻薬廃棄届」を保健所・保健部に提出して下さい。）

(4) 麻薬処方せんの保存(薬剤師法第27条)

薬局開設者は、一般の処方せんと同様に、当該薬局で調剤済みとなった日から3年間保存してください。麻薬処方せんを一般の処方せんとは分けて保存すると便利です。

(5) フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方

患者から麻薬処方せんとともに確認書の提示を受け調剤して下さい。確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤して下さい。

※医師は製造販売業者の提供する講習を受講

製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行
医師及び患者は処方時に確認書に署名

第5 記録

麻薬帳簿の記載(法第38条)

(1)記載事項

薬局に麻薬帳簿(麻薬受払簿)を備え、麻薬の受払について、次の事項を記載する必要があります。

- ①譲り受け又は廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
- ②譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日
(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ(ジオニン)及びこれらの塩類については、記載する必要はありません。)
- ③「麻薬事故届」を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日
(届出年月日については、備考欄に記載)
- ④廃棄した麻薬については、備考欄に届出年月日
(P 1 3 例 4、例 5 参照)

(2)帳簿の記載に当たっての注意事項

次の事項に注意する必要があります。

- ①帳簿は、品名、剤形、規格、濃度別に口座を設けて記載して下さい。
例えば、麻薬の原末から、10%散を予製した場合には、10%散の口座を新たに作成して記載して下さい。(P 1 1 例 1、P 1 2 例 2 参照)
- ②帳簿の形式としては、金銭出納帳簿形式のものが便利です。
なお、脱着式(ルーズリーフ等)の帳簿を使用しても差し支えありません。
- ③帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用して下さい。
- ④麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員又は保健所職員(麻向法第50条の38に規定する職員)の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにして下さい。
- ⑤帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書いてください。訂正した箇所に管理者等の訂正印を押して下さい。修正液や修正テープは使用しないで下さい。

(3)記載の方法

譲り受け又は譲り渡しがあった都度記載することが原則です。記載内容等は、下記の項に従って記入して下さい。

- ①麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の受入年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日として下さい。このほか「備考欄」には、購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品の製品番号を記載して下さい。また、譲渡証の日付と納品日(到着日)が異なる場合、納品日(到着日)を「備考欄」に記載して下さい。(P 1 1 ~ 1 2 例 1、例 2、例 3 参照)
- ②患者等からの譲り受け
 - ・外来患者から返却された麻薬はすべて廃棄処分として下さい。

- ・患者の死亡等の理由により患者の家族等から返却された麻薬については、麻薬帳簿の受け入れ欄に受け入れ数量を（ ）書きで記載し、残高には加えず、返却してきた患者等の氏名を「備考欄」に記載して下さい。

同じ日に複数の患者から返却があった場合は、個々に返却された数量が分かるように記載して下さい。 (P 1 3 例 4 参照)

- ・譲り受けた麻薬を廃棄する場合は、「備考欄」に廃棄年月日、「調剤済麻薬廃棄届」の提出年月日及び廃棄の立会者の署名又は記名押印も併せて記載して下さい。 (P 1 3 例 4 参照)

- ・受け入れた麻薬については、麻薬管理簿の補助簿（廃棄簿）を作成すると便利です。補助簿には、譲り受け年月日、譲り受けた患者等の氏名、麻薬の品名・数量、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届年月日を記載し、麻薬立会者が署名又は記名押印して下さい。

③処方せんによる譲渡し

麻薬処方せんにより調剤した患者の氏名を「備考欄」に記載して下さい。

(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ（ジオニン）及びこれらの塩類については、記載する必要はありません。)

④麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受

麻薬小売業者間譲渡・譲受の相手方の名称、規則 9 条の 2 第 1 項第 1 号イ又はロのいずれに該当する譲渡・譲受であるか、製品番号を「備考欄」に記載して下さい。(P 1 4 例 7 参照)

⑤慢性疼痛患者へのフェンタニル経皮吸収型製剤の交付

慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮吸収型製剤を払い出す際には、麻薬帳簿の「備考欄」に(慢)などと記載することにより、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にして下さい。(P 1 3 例 6 参照)

(4)その他

- ・定期的に、帳簿残高と在庫現品との確認をすることが必要です。
なお、アヘンチンキの自然減量及び原末、倍散の秤量誤差については、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会人が署名又は記名押印して下さい。
- ・麻薬小売業者は、麻薬帳簿を、最終の記載の日から 2 年間保存することが義務づけられています。

【帳簿の記載例】

例 1 塩酸モルヒネ末から 10% 散を予製する場合

品 名	塩酸モルヒネ末			単 位	g
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R3. 10. 1			1 . 5	前帳簿から繰越し	
R3. 10. 2		0 . 5	1 . 0	10% 散に予製	
R3. 10. 15	5 . 0		6 . 0	大分卸売（株）製品番号〇〇〇	

品 名	10%塩酸モルヒネ散			単 位	g
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R3.10.1			2.5	前帳簿から繰越し	
R3.10.2		1.2	1.3	田中○夫	
R3.10.2	5.0		6.3	原末から予製	

例2 リン酸コデイン末から10%散を予製する場合

品 名	リン酸コデイン末			単 位	g
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R3.10.1			5	前帳簿から繰越し	
R3.10.5	25		30	大分卸売（株）製品番号○○○	
R3.10.5		10	20	10%散に予製	

品 名	10%リン酸コデイン散			単 位	g
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R3.10.1			3.5	前帳簿から繰越し	
R3.10.5	100			原末から予製	

（注）：コデイン、ジヒドロコデイン及びエチルモルヒネ（ジオニン）については、処方せんにより譲り渡した数量を記載する必要はありません。ただし、毎年9月30日の残量欄は秤量し、記入しておくことが麻薬小売業者の届（麻薬年間届）の提出にあたり必要です。

例3 アヘンチンキの場合

品 名	アヘンチンキ			単 位	m L
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R3.10.1			4.3	前帳簿から繰越し	
R3.10.5		1.2	3.1	大分 ○郎	
R3.10.6		0.7	2.4	中川 △子	
R3.10.6	25		27.4	大分卸売（株）製品番号○○○	

（注）：アヘンチンキは、滴数で処方されることもありますが、「払出欄」はm Lに換算して記載して下さい。

例 4 返却された麻薬を廃棄する場合の帳簿記載例

品 名	オキシコンチンTR錠（１０mg）			単 位	錠
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R3. 4. 25		2 1	2 2 1	佐藤 ○子	
R3. 4. 27		8	2 1 3	高橋 ×子	
R3. 5. 1	(1 0)		2 1 3	返納（佐藤○子 6 T、山田△子 4 T）（注１） 5/31廃棄、6/15調剤済麻薬廃棄届提出 立会者署名	
R3. 5. 2	(4)		2 1 3	返納（高橋×子 4 T）（注１） 5/31廃棄、6/15調剤済麻薬廃棄届提出 立会者署名	
R3. 5. 2		1 8	1 9 5	村田×子	

（注１）：患者から返却された麻薬数量を受入欄に記入する際には、麻薬卸売業者から購入した数量と区別できるよう、（ ）を付す等の方法で記入して下さい。患者から返却された麻薬は、残量に加えないで下さい。

例 5 麻薬廃棄届により廃棄した麻薬の帳簿記載例

品 名	リン酸ジヒドロコデイン末			単 位	g
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R3. 10. 1			5	前帳簿から繰越し	
R3. 10. 15		5	0	変質により廃棄 10/5麻薬廃棄届出 立会者（麻薬取締職員等）署名	

（注）：「年月日」欄には麻薬取締職員等の立会の下に廃棄した日を記載して下さい。「備考欄」には、「麻薬廃棄届」の届出年月日を記載し、廃棄立会者（麻薬取締職員又は保健所職員（麻向法第５０条の３８に規定する職員））から署名をもらって下さい。

例 6 フェンタニル経皮吸収型製剤の場合

品 名	デュロテップMTパッチ（２．１mg）			単 位	枚
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R3. 10. 1			1 5	前帳簿から繰越し	
R3. 10. 1		3	1 2	○山□男	
R3. 10. 2		5	7	○田△也 (慢)	

【A, B, Cの3つの薬局での麻薬小売業者間での譲渡許可】

例7 A薬局の帳簿の参考例（麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合に限る）

年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考
R4. 3. 25		3 0	1 0	高橋○郎
R4. 4. 1		1 0	0	鈴木×郎
R4. 4. 1	4 0		4 0	B薬局から譲受：施行規則第9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1111 使用期限：2023. 3. 31
R4. 4. 1		2 0	2 0	鈴木×郎
R4. 5. 1		1 0	1 0	山本○郎
R4. 5. 1	2 0		3 0	B薬局から譲受：施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号：A1111 使用期限：2023. 3. 31
R4. 5. 1		3 0	0	鈴木×郎
R4. 5. 2	1 0 0		1 0 0	〇〇薬品（製品番号A1234）
R4. 9. 1		70	30	C薬局へ譲渡：施行規則第9条の2第1項第1号ロ 製品番号：A1234 使用期限：2023. 12. 31

第6 廃棄（法第29条・法第35条第2項）

麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名、数量等について、保健所・保健部に「麻薬廃棄届」により届け出て、麻薬取締員等の立会いの下に行わなければなりません。また、麻薬処方せんにより調剤された麻薬については、廃棄後30日以内に保健所・保健部に「調剤済麻薬廃棄届」により届け出なければなりません。

（1）陳旧麻薬等の廃棄（法第29条）

古くなったり、変質等により使用しなくなった麻薬、又は調剤ミスにより使用できなくなった麻薬については、あらかじめ「麻薬廃棄届」（別記第11号様式 P. 28）により保健所・保健部に届け出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄は麻薬取締職員又は保健所職員（麻向法第50条の38に規定する職員）の指示に従って下さい。なお、「麻薬帳簿」への記録も必要です。

（2）麻薬処方せんにより調剤された麻薬の麻薬（法第35条第2項）

麻薬処方せんにより交付された麻薬を、患者の死亡等により遺族等から譲り受けた（返却された）場合は、麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、若しくは管理薬剤師が、他の薬剤師又は職員の立会いのもとに廃棄して下さい。

＜留意事項＞

- ①廃棄は酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合、放流等、麻薬の回収が困難で適切な方法によって行って下さい。
 - ②また、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」（別記第19号様式 P 3 0）により保健所・保健部届け出て下さい。
 - ③30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。
 - ④麻薬帳簿若しくは廃棄用の補助簿への記録も必要です。
- ※具体的な麻薬廃棄の手続きについては、別添フロー図を参考にして下さい。

第7 事故届（法第35条第1項）

麻薬小売業者が所有している麻薬が、滅失、盗取、破損、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその麻薬の品名及び数量その他の事故の状況を明らかにするために必要な事項を「麻薬事故届」（別記第18号様式 P 3 1）により、保健所・保健部に提出して下さい。

＜留意事項＞

- ①麻薬を盗取された場合には、速やかに警察署にも届け出て下さい。
- ②麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の「備考欄」にその旨を記載し、麻薬事故届の写しを保管して下さい。
- ③アンプル注射剤の事故に伴い、廃棄する必要がある場合、「麻薬事故届」にその経過を詳細に記入することで「麻薬廃棄届」、「調剤済麻薬廃棄届」の提出は必要ありません。
- ④麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受において、麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において「麻薬事故届」を提出して下さい。

第8 年間報告（法第47条）

麻薬小売業者は、毎年11月30日までに、「麻薬年間届」を次の事項を保健所・保健部に提出しなければなりません。（様式 P 3 3）

- （1）前年の10月1日に麻薬小売業者（薬局開設者）が所有していた麻薬の品名及び数量
- （2）前年の10月1日からその年の9月30日までの間に麻薬小売業者が譲り受け、譲り渡した麻薬の品名及び数量
- （3）その年の9月30日に麻薬小売業者が所有していた麻薬の品名及び数量

＜留意事項＞

- ①届出期間中に麻薬を所有していなかった場合であっても、「在庫なし」と届け出る必要があります。

- ②麻薬年間届の記載は、同じ品名のものでも濃度（含有量）、剤型が異なれば、別品目として記載して下さい。
- ③譲り受け欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量と麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量の合計を記載して下さい。
- また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量の合計を内数として（ ）書きで併記して下さい。
- ④患者等により譲り受けた麻薬については（ ）書きで別掲して下さい。
- ⑤譲り渡し欄には、麻薬処方せんを所持した者に譲り渡した麻薬の数量と麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量の合計を記載して下さい。
- また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量の合計を内数として（ ）書きで併記して下さい。
- ⑥麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量については、「備考欄」にその数量を記載して下さい。
- 調剤済麻薬廃棄届により廃棄をした数量は記載する必要はありません。
- ⑦年間届に誤りを発見した場合は、訂正する必要がありますので、早急に大分県福祉保健部薬務室又は業務所を管轄する保健所・保健部に問い合わせして下さい。

第9 携帯輸出入(法第13条、法第17条)

患者が、自己の疾病の治療の目的で、麻薬を携帯して外国に出かけたり（出国）又は帰国（入国）する場合は、事前に「麻薬携帯輸出（輸入）許可申請書」により申請し、厚生労働大臣の許可を受けた場合のみ、その麻薬を携帯して出国・入国（輸出・輸入）することが認められています。申請書に疾病名、治療経過及び麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて地方厚生局長に提出しあらかじめ許可を受ける必要があります。

麻薬を服用中の患者さんから問い合わせがあった場合、速やかに厚生労働省九州厚生局麻薬取締部へ直接連絡するように指導して下さい。

厚生労働省九州厚生局麻薬取締部 TEL 092-472-2331 FAX 092-472-2336

詳細については、地方厚生局麻薬取締部「麻薬取締官」のホームページ等をご確認下さい。

「麻薬取締官」のホームページアドレス <http://www.nco.go.jp/shinsei5.html>

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご留意下さい。

第10 立入検査(法第50条の38)

立入検査を行う職員（麻薬取締官、麻薬取締員又はその他の職員）は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認して下さい。

麻薬小売業者免許申請書

麻 薬 業 務 所		所 在 地	大分県		
		名 称			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、 従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設		所 在 地	大分県		
		名 称			
許 可 又 は 免 許 の 番 号		第	号	許可又は免許の年月日	年 月 日
申 役 請 員 者（法 人）に あつて は、そ の欠格 条項 を行 う	(1)	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3)	医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。			
	(5)	(4)に規定する者に事業活動を支配されていること。			
備 考		(1)資 格		(2)診療（研究）施設開設者氏名	
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 年 月 日 住 所 （法人にあつては、 主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあつては、名称） 大分県知事 殿					

（注意）

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 許可又は免許の番号の欄では、麻薬小売業者、麻薬小売業者の免許の申請であるときは、医薬品医療機器等法による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬師の登録番号を記載すること。
- 欠格条項の(1)欄から(5)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪刑、刑の確定年月日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を、(4)欄及び(5)欄にあつてはその事実があつた年月日を記載すること。

診 断 書

氏 名		性別	男	女
生年月日		年齢		
上記の者について、下記のとおり診断します。 記 1 精神障害 精神機能の障害 ☐ 明らかに該当なし ☐ 専門家による判断が必要 専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載してください。詳細については、別紙でも可。） _____ _____ 2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒 ☐ なし ☐ あり				
診断年月日	年 月 日			
医 師	病院、診療所又は介護老人保健施設等の名称			
	所 在 地	TEL		
	氏 名			

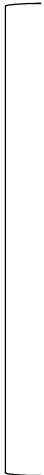
*各項目の該当する欄（□）に、チェック印（レ印）を付けてください。

＜麻薬及び向精神薬取締法に基づく申請用＞

【法人、団体等麻薬業務関係役員組織図例】

株式会社 大分薬局 役員業務分担表

* 役員全員の姓名を記入

	○山 ×男	代表取締役
	△川 ○子	〇〇担当役員
	○海 ×雄	非常勤役員
	△島 ○江	販売担当役員
	○花 △美	経理担当役員

内が麻薬関係業務を行う役員であることを証明する。

令和 年 月 日

大分市〇〇町 1－1－1
株式会社大分薬局
代表取締役 ○山 ×男

診断書を提出するのは○山 ×男、△川 ○子になります。
(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

麻薬小売業者免許証返納届

免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
麻薬業務所	所在地						
	名称						
氏名							
免許証返納の事由 及びその年月日							
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。 年 月 日 住 所 （法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあっては、名称） 大分県知事 殿							

（注意）用紙の大きさは、A4 とすること。

麻薬小売業者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
変更すべき事項		麻薬業務所・住所・氏名・従たる施設					
変更前	麻薬業務所	所在地					
		名称					
	住所	〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地〕					
	氏名（法人にあっては、名称）						
	従たる施設	所在地					
		名称					
変更後	麻薬業務所	所在地					
		名称					
	住所	〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地〕					
	氏名（法人にあっては、名称）						
	従たる施設	所在地					
		名称					
変更の事由及びその年月日							
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。 年 月 日 住 所 （法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあっては、名称） 大分県知事 殿							

(注意) 1 用紙の大きさはA4とすること。

2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

麻薬小売業者免許証再交付申請書

免 許 証 の 番 号		第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
氏 名				
再 交 付 の 事 由 及びその年月日				
上記のとおり、免許証の再交付を申請します。 年 月 日 住 所 （法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあっては、名称） 大分県知事 殿				

（注意）用紙の大きさは、A 4 とすること。

麻薬小売業者業務廃止届

免 許 証 の 番 号		第 号	免 許 年 月 日 (有効期間開始 日)	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
氏 名				
業務（研究）廃止の 事由及びその年月日				
上記のとおり、業務（研究）を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称) 大分県知事 殿				

(注意)

用紙の大きさは、A 4 とすること。

麻薬小売業者役員変更届

免許の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
麻薬 業務所	所在地						
	名称						
変更年月日			年 月 日				
変更前							
変更後							
変更後の業務 を行う役員の 欠格条項		(1)	法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。				
		(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。				
		(3)	薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。				
		(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。				
備考							
上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称) 大分県知事 殿							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその事実及び年月日を、(4)欄にあってはその事実があった年月日を記載すること。

残余麻薬届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称)

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

麻 薬 取 扱 者	免許の種類		
	免許番号		
	氏 名 (法人にあっては、名称)		
	麻薬業務所	所在地	
名 称			
業務(研究)の廃止または 免許の失効年月日			年 月 日
届出の理由			☐ 業務廃止 ☐ 移転 ☐ 法人化 ☐ その他 ()
残 余 麻 薬 の 品 名	品 名	数 量	備 考
残薬の処置		☐ 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者に譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 ☐ 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 ☐ その他 (具体的に記入すること。)	

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

残余麻薬譲渡届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称)

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	麻 薬 取 扱 者	免許の種類		
		免許番号		
		氏 名 (法人にあっては、名称)		
		麻薬業務所	所 在 地	
			名 称	
		業務(研究)の廃止又は 免許の失効年月日		年 月 日
残余麻薬届出年月日		年 月 日		
譲 受 者	麻薬営業者、麻薬 診療施設の開設者 又は麻薬研究施設 の設置者	住 所 (法人にあっては、主たる 事 務 所 の 所 在 地)		
		氏 名 (法人にあっては、名称)		
	麻 薬 取 扱 者	免許の種類		
		免許番号		
		氏 名 (法人にあっては、名称)		
		麻薬業務所	所 在 地	
			名 称	
	譲渡年月日		年 月 日	
品 譲 名 渡 し 及 び 麻 薬 数 量 の	品名		数量	備考

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えて頂ければ、九州各県で使用できます。

別記第 11 号様式（第十条関係）

麻 藥 廢 棄 屆

免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
免許の種類				氏名			
麻薬業務所又は麻薬の所在場所	所在地						
	名称						
廃棄しようとする麻薬		品名			数量		
廃棄の年月日		年 月 日 * 管轄保健所（保健部）と事前に協議のこと * 大分市内の麻薬業務所（薬務室対応）は事前連絡不要。					
廃棄の場所							
廃棄の方法							
廃棄の理由							
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称) 大分県知事 殿							

(注意) 用紙の大きさは、A 4 とすること。

別記第11号様式（第十条関係）

該当する免許種別等を記載。

麻薬診療施設の場合、麻薬管理者（管理者がいない場合は麻薬施用者）の免許番号を記載

麻 薬 廃 棄 届

麻薬免許証の免許年月日
（有効期間の始期）を記載

免 許 証 の 番 号	第 〇〇〇〇号	免許年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
免 許 の 種 類	麻薬小売業	氏 名	株式会社 〇〇
麻 薬 業 務 所	所在地	大分市□□町〇〇丁目〇〇番地〇〇号	
	名 称	〇〇薬局××店	
麻 薬 廃 棄 しようとする 麻 薬		品 名	数 量
		MS コンチン錠（10mg） デュロテップMT パッチ（2.1mg）	40 錠 5 枚
		局方品にあつては局方名又は局方別名を、それ以外の 医薬品にあつては一般名又は商品名を記入すること。 麻薬の含有量（濃度）を付記すること。	
廃棄の年月日		令和 年 月 日 *管轄保健所（保健部）と事前に協議の *大分市内（薬務室対応）は事前連絡不要	
廃棄の場所		〇〇薬局××店 調剤室内	
廃棄の方法		「焼却」又は「粉碎後放流」の様に記載するが、適宜詳細に記載すること。	
廃棄の理由		簡明に記載すること。 （例）古くなり使用の見込みがないため 業務廃止のため（ 年 月 日） 開設者（麻薬施用者）死亡のため（ 年 月 日）	
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。			
〇〇年〇〇月〇〇日			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 大分市□□町〇〇丁目〇〇番地〇〇号			
届出義務者続柄			
氏名（法人にあつては、名称） 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇藤 〇〇男			
大分県知事		殿	

法人の場合は、主たる事務所の所在地を記載。
届出者が、国、地方公共団体もしくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（病院長、支店長等）が届出ても差し支えない。
当該麻薬業務所の長が届出た場合、「住所」は「当該麻薬業務所の所在地」を記載し、「氏名」は「当該麻薬業務所の名称、長の職名及び氏名」を記載する。

（注意）用紙の大きさは、A4とすること。

別記第 19 号様式（第十二条の六関係）

調 劑 濟 麻 藥 廃 棄 届

免許証の番号		第	号	免許年月日		年		月	日
免許の種類					氏名				
麻薬 業務所	所在地								
	名称								
廃棄した 麻薬		品名	数量	廃棄年月日		患者の氏名			
廃棄の方法									
廃棄の理由									
上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。									
年 月 日									
住所									
(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)									
氏名									
(法人にあっては、名称)									
大分県知事					殿				

(注意) 用紙の大きさは、A 4 とすること。

麻 藥 事 故 屆

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類				
麻薬業務所	所在地			
	名称			
事故が生じた麻薬		品 名	数 量	
事故発生状況				
（ ・ 事故発生年月日 ・ 場所、関係者 ・ 事故の種類 （所在不明、破損、流出等） ・ 回収麻薬の量 ・ 事故麻薬の廃棄 （年月日、場所、立合者等） など ）				
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。				
年 月 日				
住 所				
麻薬管理者 氏 名				
大分県知事		殿		

(注意) 用紙の大きさは、A4 とすること。

別記第16号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 受 証						年 月 日	
譲 受 人 の 免 許 証 の 番 号		第	号	譲 受 人 の 免 許 の 種 類			
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)						㊞	
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者		免 許 証 の 番 号	第	号	氏 名	㊞	
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う							
事業 所 名 称							
品 名	容 量	筒 数	数	量	備 考		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	
			名 称	
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあつては、名称）	
	②	麻薬業務所	所在地	
			名 称	
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあつては、名称）	
	③	麻薬業務所	所在地	
			名 称	
		申 請 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
			氏名（法人にあつては、名称）	
代表者の氏名（法人にあつては、名称）				
備 考				

大分県知事

殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にその全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第10号の3様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日		年 月 日		許可番号	
変更前	麻薬業務所		所在地		
			名 称		
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地			
	氏名	法人にあつては、名称			
変更後	麻薬業務所		所在地		
			名 称		
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地			
	氏名	法人にあつては、名称			
変更・免許の失効の事由及びその年月日					
☐ 当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。					
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可免許の失効・変更を行ったので届け出ます。 年 月 日					
①麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） ②麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 大分県知事 殿					
備考					

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。
- 4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

別記第10号の4様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日		年 月 日	許可番号	
追加する麻薬小売業者	麻薬業務所		所在地	
			名称	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	氏名	法人にあつては、名称		
☐ 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡しの日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので届け出ます。 年 月 日 ①麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） ②麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） ③麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 大分県知事 殿				
備考				

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する麻薬小売業者については、追加する麻薬小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。
- 4 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

(別紙様式1)

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	
	②	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	
	③	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	
	④	麻薬業務所	所在地	
			名称	
		申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
			氏名(法人にあっては、名称)	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。

(別紙様式 3)

麻 薬 譲 受 確 認 書		年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地			
	名称			
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地			
	名称	印		
品名	容量	筒量	数	備考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 在庫の不足のために麻薬を譲り受ける場合、調剤することができなかった処方せんの写しを添付すること。
- 4 麻薬を譲受する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設印とすること。
- 5 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲受であるか記載すること。
- 6 備考に製品番号を記載すること。

(別紙様式 4)

麻 薬 譲 渡 確 認 書										年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所		所在地										
		名称										
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所		所在地										
		名称										
品名	容量	筒量	数	数	量	備	考					

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 麻薬を譲渡する麻薬小売業者の印については、麻薬専用印若しくは薬局開設印とすること。
- 4 備考に麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第1項第1号のイ、ロどちらに該当する譲渡であるか記載すること。
- 5 備考に製品番号を記載すること。

(別紙様式6)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号		第 号	許可年月日	年 月 日
麻薬業務所	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
	所在地			
	名称			
再交付の事由 及びその年月日				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 大分県知事 殿				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

(別紙様式7)

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
返納の事由			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。 年 月 日 麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 大分県知事 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

事 項	提出書類の名称	添付書類	備 考
免許申請	麻薬小売業者免許申請書	①診断書（法人の場合は業務を行う役員全員分） ②業務を行う役員の範囲を示す書類（法人の場合のみ）	(1) 診断書 心身の障害があっても、麻薬小売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でない旨の内容 (2) 手数料 (3) 免許の有効期間 免許を受けた日の属する年の翌々年の１２月３１日まで (4) 免許の有効期間満了に伴い、引き続き免許を受ける者については、毎年１１月頃から受け付ける。
業務廃止	①麻薬小売業者業務廃止届 ②残余麻薬届 麻薬の在庫がある場合 ③免許失効による残余麻薬譲渡届又は麻薬廃棄届	麻薬小売業者免許証	(1) 提出期限 取扱いをやめた日から１５日以内に届け出ること。 (2) やめた場合の麻薬の所持 廃止後５０日以内に譲渡又は廃棄しなければならない。譲渡した場合は、譲渡の日から１５日以内に届け出ること。
免許証返納	麻薬小売業者免許証返納届	麻薬小売業者免許証	免許証の有効期間が満了し、又は免許を取り消された時、若しくは亡失した免許証を発見した時は、１５日以内に届け出ること。
記載事項変更	麻薬小売業者免許証記載事項変更届	麻薬小売業者免許証	(1) 提出期限 変更を生じた日から１５日以内に届け出ること。 (2) 住所、氏名、業務所の名称変更に限られます。 (3) 地番変更等の行政区画整理の場合は、必要ありません。 (4) 営業所の移転の場合は現麻薬小売業者免許証を廃止し、新規免許

			申請をすること。
免許証再交付	麻薬小売業者免許証再交付申請書	き損した場合 麻薬小売業者免許証	(1) 提出期限 麻薬小売業者免許証のき損又は亡失を発見した時は、15日以内に届け出ること。 (2) 手数料
役員変更届	麻薬小売業者役員変更届	診断書（変更役員分） 変更後の担当役員の業務分担を示す書類 登記事項証明書	
麻薬小売業者間譲渡許可申請	麻薬小売業者間譲渡許可申請書	申請書の副本（申請者の数と同じ部数） 各麻薬小売業者の免許証の写し 申請麻薬小売業者業務所間の距離と時間に関する資料	(1) 3以上の麻薬小売業者が共同して申請する場合、申請書の欄が不足するため、別紙（様式あり）を設けて記載すること。 (2) 許可の有効期間 許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日まで。 (3) 許可の有効期間満了に伴い、引続き許可を受ける者については、毎年11月頃から受け付ける。
麻薬小売業者間譲渡許可変更	麻薬小売業者間譲渡許可変更届	変更届の副本（申請者の数と同じ部数） 変更届を提出すべき事由の発生を証明する書面 麻薬小売業者間譲渡許可書	(1) 3以上の麻薬小売業者が共同して申請する場合、申請書の欄が不足するため、別紙（様式あり）を設けて記載すること。 (2) 許可の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効した時、又は許可業者の氏名、住所若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じた時、速やかに届け出ること。 (3) いずれかの許可業者に係る麻薬小売業者の免許が失効し、新たな

			麻薬小売業者免許を受け、かつ同じ麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合も同様。
共同申請者の追加	麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届	追加届の副本（申請者の数と同じ部数） 追加する麻薬小売業者の免許証の写し 申請麻薬小売業者業務所間の距離と時間に関する資料 麻薬小売業者間譲渡許可書	(1) 許可の有効期間内において、許可業者以外の麻薬小売業者を含め、麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合、新たな麻薬小売業者間譲渡許可を共同して申請すること。
麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請	麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書	き損した場合 麻薬小売業者間譲渡許可書	麻薬小売業者免許証のき損又は亡失を発見した時は、速やかに届け出ること。
麻薬小売業者間譲渡許可書返納	麻薬小売業者間譲渡許可書返納届	麻薬小売業者間譲渡許可書	麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受を行わない場合、麻薬小売業者間譲渡許可書を共同して返納。
不良・不要麻薬等の廃棄	麻薬廃棄届	なし	(1) 陳旧麻薬、誤調製した麻薬等（処方せんにより払い出された麻薬以外のもの）を廃棄する時、届け出ること。 (2) 届を提出してから麻薬取締員等の立ち会いの下で廃棄すること。
麻薬の廃棄 処方せんにより払い出された麻薬	調剤済麻薬廃棄届	なし	処方せんにより払い出された麻薬を廃棄した場合は、30日以内に届け出ること。

破損等の事故	麻薬事故届	な し	(1) 麻薬が流出し、盗取され、所在不明等になった時は速やかに届け出ること。 (2) 事故届を提出する際、特にアンプル注射剤の事故による残余麻薬があり残余麻薬の廃棄を必要とする時は、麻薬小売業者の他の職員の立会の下に廃棄して、麻薬事故届にその経過を記載すれば麻薬廃棄届等の提出は不要。 (3) 盗難の場合は、同時に警察にも届け出て、現場保存に努めること。
--------	-------	-----	--

年間報告	麻薬年間届	な し	(1) 毎年11月30日までに、前年10月1日から本年9月30日までの受け払い及び本年9月30日現在の所有量について届け出ること。 (2) 毎年10月頃から受け付ける。
------	-------	-----	--

麻薬譲渡証 ・麻薬譲受証	麻薬卸売業者から麻薬を購入する時は、麻薬譲渡証・麻薬譲受証を交換する。
麻薬小売業者間 譲渡許可による 譲渡・譲受	麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した麻薬譲受確認書と譲渡人が作成した麻薬譲渡確認書を交換する。
患者等へ交付	麻薬を患者等へ交付する時の注意事項
麻薬処方せんの 受付	麻薬処方せん（ファックス処方せん）の受付についての注意事項
麻薬帳簿	麻薬帳簿の記載方法

注意※手数料については、あらかじめ大分県福祉保健部薬務室又は業務所を管轄する保健所、保健部に確認して下さい。

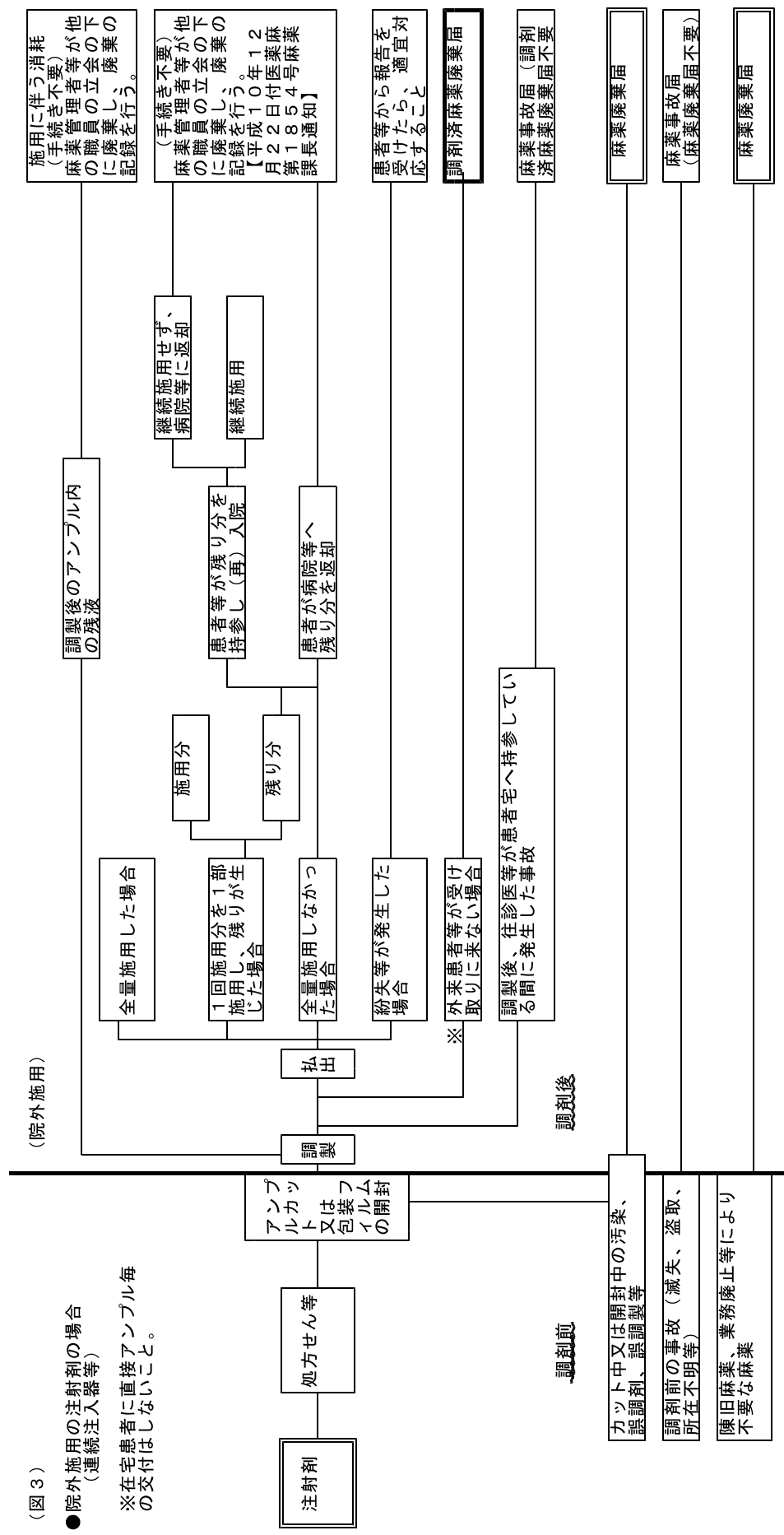
[illegible]

●院内施用の注射剤の場合

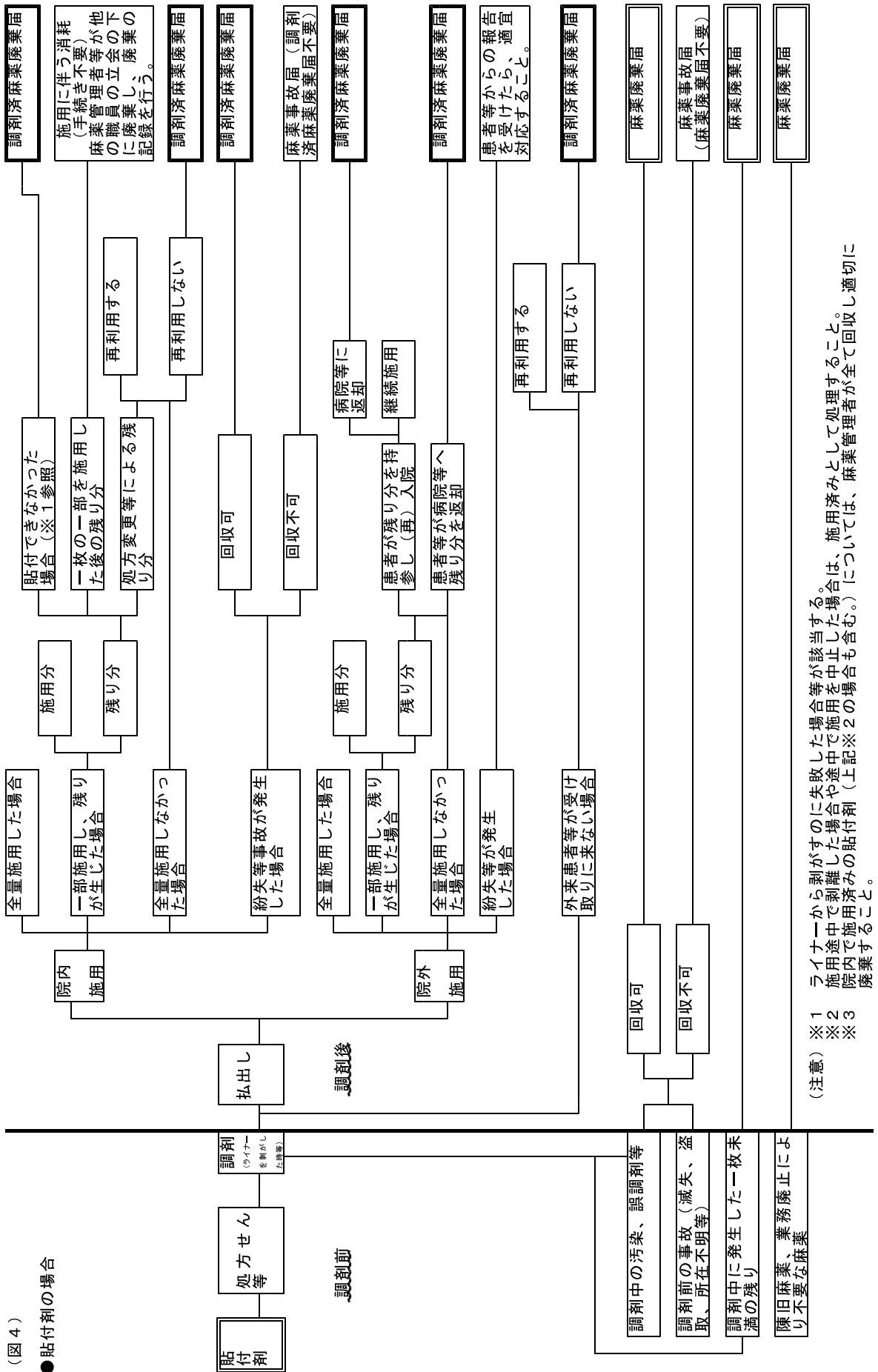


(図 3)

- 院外施用の注射剤の場合
(連続注入器等)
※在宅患者に直接アンブル毎
の交付はしないこと。



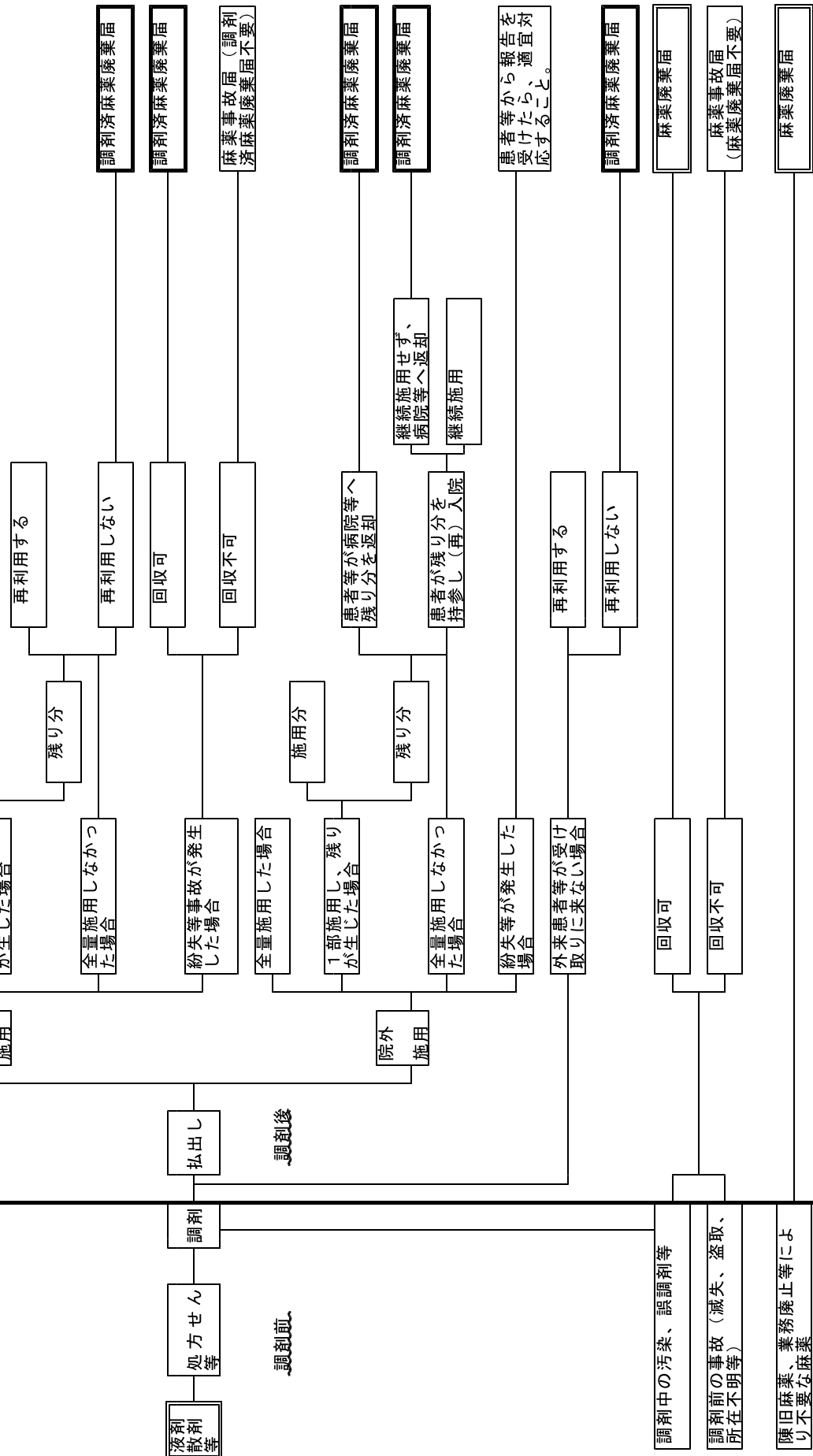
(注意) ※ 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨告げ退出した場合等が該当する。



(図5)

●その他の場合
(液剤、散剤等)

●その他の場合
(液剤、散剤等)



(図6)

●バイアル製剤の場合

